

様式第16号（第12条関係）

産業廃棄物最終処分場（要綱施設）廃止確認申請書

年 月 日

岐阜県環境エネルギー生活部長 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

年 月 日に埋立終了を報告しました産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第12条第3項の規定により申請します。

設置の場所		
設置届出の年月日	年 月 日	
埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容		

地下水等又は地下水の水質の状況	
遮断型最終処分場の場合	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
安定型最終処分場の場合	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の浸透水の水質の状況	
埋立地の覆いの概要	
管理型最終処分場の場合	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

記入上の留意事項

- 1 「地下水等」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 2 「地下水」とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水をいう。

- 3 「遮断型最終処分場の場合」の欄の記入については、以下の点に留意すること。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号イに掲げる施設に準ずる施設の場合に記入すること。
 - (2) 「覆い」とは、最終処分基準省令第2条第2項第1号ニに規定する覆いをいう。
 - (3) 「講じた措置」とは、最終処分基準省令第2条第3項第1号ハの規定により講じた措置をいう。
- 4 「安定型最終処分場の場合」の欄の記入については、以下の点に留意すること。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロに掲げる施設に準ずる施設の場合に記入すること。
 - (2) 「浸透水」とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ホの規定により採取された浸透水をいう。
 - (3) 「覆い」とは、最終処分基準省令第2条第3項第2号ニに規定する覆いをいう。
- 5 「管理型最終処分場の場合」の欄の記入については、以下の点に留意すること。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに掲げる施設に準ずる施設の場合に記入すること。
 - (2) 「保有水等」とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
 - (3) 「覆い」とは、最終処分基準省令第1条第2項第17号に規定する覆いをいう。

連絡先	担当者職名・氏名	
	T E L	
	F A X	

添付書類

- 1 産業廃棄物の遮断型最終処分場 次に掲げる書類及び図面
 - (1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

- (2) 当該最終処分場の周辺の地図
 - (3) 最終処分基準省令第2条第3項第1号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
 - (4) その他参考となる書類又は図面
- 2 産業廃棄物の安定型最終処分場 前号(1)、(2)及び(4)に掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類
- (1) 最終処分基準省令第2条第3項第2号ロの規定による地下水の水質検査の結果を記載した書類
 - (2) 当該申請の直前に行った最終処分基準省令第2条第3項第2号ハに規定する浸透水の水質検査の結果を記載した書類
- 3 産業廃棄物の管理型最終処分場 第1号(1)、(2)及び(4)に掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類
- (1) 最終処分基準省令第2条第3項第3号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
 - (2) 当該申請の直前の2年以上にわたり行った最終処分基準省令第2条第3項第3号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第1条第3項第6号に規定する保有水等の水質検査の結果を記載した書類
- 4 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面